令和８年１１月

射水市議会臨時会議案

目　　次

議案第５７号　富山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び富山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
報告第１６号　専決処分の報告について

議案第５７号

富山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び富山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、富山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減じ、及び別紙のとおり富山県市町村総合事務組合規約（昭和３７年１２月１日富山県指令地第１８２８号）を変更することに関し協議することについて、同法第２９０条の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１１月２４日　提　　出

射水市長　夏　野　元　志

（別紙）

富山県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

富山県市町村総合事務組合規約（昭和３７年１２月１日富山県指令地第１８２８号）の一部を次のように変更する。

別表第１及び別表第２中「、下山用水組合」を削る。

附　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

報告第１６号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和８年１１月２４日　提　　出

射水市長　夏　野　元　志

記

和解及び損害賠償額の決定

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
１３	令和８年１０月２０日	１　和解及び損害賠償の内容 責任割合　　市　１００パーセント 損害賠償額　市　１６，５００円 ２　和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住１名 ３　事由 救急出動中における物損事故 発生日　令和８年９月２４日 場　所　射水市赤井地内